

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人麗明会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年12月17日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

<p>総評</p> <p>(1) 法人運営及び会計面について不適切な取扱い又は不備があるので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。</p> <p>(2) 会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。</p>
--

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の11、規則第2条の15)</p>	<p>今後は議事録作成に係る職務を行った者の氏名を記載する。</p>
2	<p>定時評議員会について、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、開催日は理事会と2週間（中 14 日間）以上の間隔を確保する必要があるが、確保されていなかった。</p> <p>については、定時評議員会の開催日は理事会と2週間（中 14 日間）以上の間隔を確保すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の32)</p>	<p>今後は定時評議員会の開催日は、理事会と2週間以上の間隔を確保する。</p>
3	<p>評議員選任・解任委員会の開催について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 評議員選任・解任委員会の開催について理事会で決議がなかった。</p> <p>② 評議員選任・解任委員会の議事録が理事会に提出されていなかった。</p> <p>については、貴法人の運営細則に基づいた評議員選任・解任委員会の運営を行うこと。</p> <p>なお、一部の規定に不備（第10条及び第11条）があるため、見直しを行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(評議員選任・解任委員会運営細則第6条及び第12条)</p>	<p>今後は評議員選任・解任委員会の開催について理事会で議決を行う。また、評議員選任・解任委員会の議事録を理事会に提出する。不備のあった第10条及び第11条の規定を修正する。</p>
4	<p>評議員、理事及び監事の候補者について、各評議員又は各役員と特殊の関係にないかについて、確認を行っていなかった。</p>	<p>今後は評議員及び役員の候補者本人から履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由</p>

	<p>については、評議員及び役員の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行う際には、各評議員又は各役員と特殊の関係にないかについても確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>に該当しないか選任の要件に該当するか確認を行う際に、各評議員又は各役員と特殊関係にないか確認する。</p>
5	<p>理事には、社会福祉事業の経営に関する識見を有する者(以下「経営識見者」という。)を含めるべきところ、令和元年6月及び令和3年6月の理事改選において、経営識見者が理事に含まれていなかった。</p> <p>については、理事に、経営識見者を含めるように速やかに改選すること。</p> <p>(法第44条第4項第1号)</p>	<p>理事に経営識見者が含まれるように、速やかに理事の改選を行う。また、今後は理事候補者が選任の要件に該当しているか十分に確認する。</p>
6	<p>平成3年6月11日の理事会において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	<p>今後は理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、在任する監事の過半数の同意を得た事実を記録するため同意書又は理事会議事録に記載する。</p>
7	<p>理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間(中7日間)以上前までに各理事及び各監事に対して通知を発しなければならないところ、1週間(中7日間)以上前までに通知を発していなかった。</p> <p>については、理事会の日の1週間(中7日間)以上前までに各理事及び各監事に通知を発すること。</p> <p>なお、通知の方法は書面でも口頭でも差支えないが、口頭により招集を通知した場合には議事録に記録を残しておくこと。</p> <p>(法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項)</p>	<p>今後は理事会の日の1週間(中7日間)以上前までに各理事及び各監事に通知を発する。</p>
8	<p>理事長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、自ら報告していなかった。</p> <p>については、理事長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する</p>	<p>今後は理事長が3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。</p>

	<p>こと。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第17条第4項)</p>	
9	<p>貸借対照表の事業未収金及び事業未払金について、令和3年3月分の介護報酬収益及び職員給与の未収額及び未払額が計上されていなかった。</p> <p>については、年度決算においては、資産が実在し、評価が正しく行われていることの確認と、会計年度末までに発生したすべての負債が計上されていることの確認を行い、これらに基づいて事業未収金及び事業未払金等を適切に計上すること。</p> <p>(会計省令第25条、経理規程第55条)</p>	<p>今後は年度決算において、資産が実際に実在し評価されていることを確認する。また会計年度末までに発生した負債が計上されていることを確認する。これらに基づき事業未収金及び事業未払金を計上する。</p>
10	<p>計算書類に対する注記について、次のような状況があった。</p> <p>① 重要な会計方針の変更について、会計方針の変更該当しないものが含まれていた。また、重要な会計方針を変更したときには、その旨、その理由及び当該変更による影響額を記載しなければならないが、変更理由及び当該変更による影響額が記載されていないものがあった。</p> <p>② 注記内の用語において、下記のとおりその一部が正しい用語でなかった。</p> <p>(誤記)</p> <p>(ア) 表題「財務諸表等に対する注記」</p> <p>(イ) 「5. 法人が作成する財務諸表と拠点区分、サービス区分 当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。 ① 法人全体の財務諸表」</p> <p>(正記)</p> <p>(ア) 表題「計算書類に対する注記」</p> <p>(イ) 「5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分 当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。 ① 法人全体の計算書類」</p> <p>については、注記すべき事項は、注記事項の該当する項目へ適切に記載し、重要な会計方針を変更したときは、変更の理由及び当該変更による影響額を記載すること。</p>	<p>今後は計算書類に対する注記について、重要な会計方針を変更したときは、その理由及び影響額を記載する。また、注記内の用語において誤った表記を正しい用語で表記する。</p>

	<p>なお、事業未収金・未払金について、おおよそ11ヶ月分の金額を決算額にしたという内容が記載されているが、当該決算額は12ヶ月分の金額で計上すること。</p> <p>また、注記内の用語は正しい表記を使用すること。</p> <p>(会計省令第29条、経理規程第58条)</p>	
11	<p>事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間長期貸付金（長期借入金）管理台帳が整備されているにもかかわらず、補助簿として経理規程に規定されていなかった。</p> <p>については、各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目については補助簿を備え、経理規程に規定するとともに、補助簿の記録と総勘定元帳の記録が一致するよう正確な事務の執行に努めること。</p> <p>なお、会計帳簿は電磁的記録による作成も認められているので、この方法をとる場合には、経理規程に規定の上、電磁的記録により作成すること。</p> <p>おって、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第12条)</p>	<p>今後は経理規程に補助簿として事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間長期貸付金（長期借入金）管理台帳を規定し、補助簿の記録と総勘定元帳の記録が一致するよう正確な事務の執行に努める。</p>